

## 公告第 523 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 5 年 3 月 17 日

郡山市長 品 川 萬 里

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 フィルムコミッション推進業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで
- 4 提案上限金額 3,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

### 第 3 募集要項及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

### 第 4 担当部局

郡山市産業観光部観光課観光係（担当：橋本）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2621

電子メール [kankou@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankou@city.koriyama.lg.jp)

## 第5 参加申込書及び提案書類の提出

- 1 提出期限 令和5年4月19日(水) 17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部観光課
- 3 提出書類 募集要項のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。)とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データを提出すること。

## 第6 審査方法及び審査基準

- 1 本業務は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、「フィルムコミッション推進業務に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

所属・役職等
産業観光部長
産業観光部次長
観光課長
国際政策課シティプロモーション係員
園芸畜産振興課6次化・輸出推進係員

- 2 本業務における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行い、審査基準に基づき、申請書類による書面審査により行う。  
なお、必要に応じて質問を行う場合がある。

### 3 選定結果の通知及び公表

委託候補者の決定後、速やかに参加者に対して通知するとともに、審査の結果については、郡山市ウェブサイトで公表する。

## 第7 失格事項

- 1 参加資格がない者からの提案
- 2 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案
- 3 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案
- 4 提案上限金額を超える提案
- 5 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 6 その他提案における留意事項等に違反した提案

## 第8 契約条件

発注者は、本業務の委託候補者決定後、提出された書類を候補者と協議するとともに、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。ただし、候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合や契約締結までに、「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないものとし、この場合、審査において次点であった応募者と改めて協議を行うものとする。

## 第9 その他

- 1 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 提出書類は返却せず、著作権は応募者に帰属する。
- 3 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- 4 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、応募者の負担とする。